

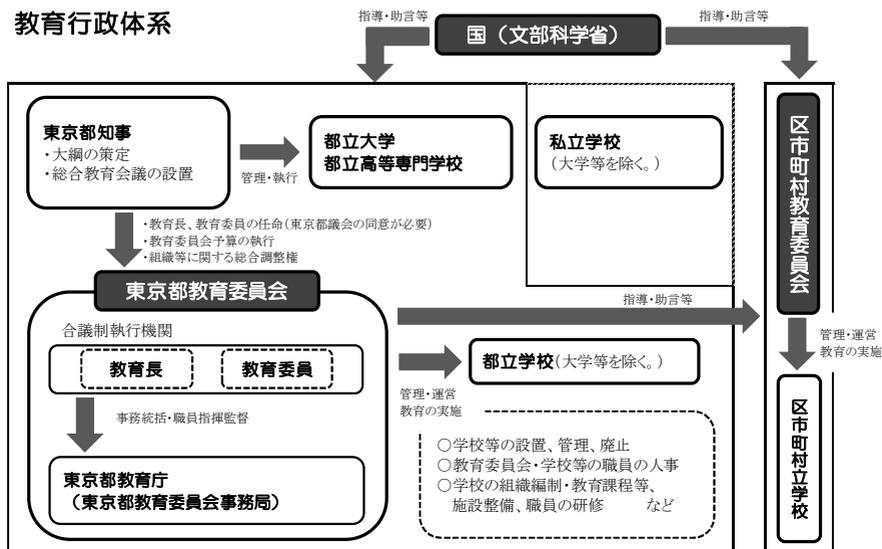
第2章 教育委員会

1 教育委員会制度

地方公共団体が行う教育行政においては、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、多様な民意を反映する仕組みとして教育委員会制度が採られており、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関である、教育委員会が設置されている。

平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われた。

教育行政体系



2 東京都教育委員会の構成

東京都教育委員会は、教育長と5人の委員により組織されており、いずれも東京都知事が東京都議会の同意を得て任命するものである。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができる。

なお、東京都教育委員会の事務を処理するための事務局を東京都教育庁という。

(令和7年1月1日現在)

職名	氏名	任期 (就任年月日)	職業
教育長	坂本雅彦	自令6.10.15 至令9.3.31 (令6.10.15)	
委員 <small>(教育長職務代理者 第一順位)</small>	秋山千枝子	自平28.10.20 至令10.10.19 (平28.10.20)	医療法人社団 千実会理事長
委員 <small>(教育長職務代理者 第二順位)</small>	北村友人	自平29.10.6 至令7.2.27 (平29.10.6)	東京大学大学院教授
委員	宮原京子	自令4.3.13 至令8.3.12 (令4.3.13)	ファイザー株式会社 取締役執行役員
委員	高橋純	自令5.10.1 至令9.9.30 (令5.10.1)	東京学芸大学教授
委員	萩原智子	自令5.12.21 至令9.12.20 (令5.12.21)	一般社団法人日本知 的障害者水泳連盟 副会長

(1) 歴代の教育長

氏名	任期	氏名	任期
宇佐美 毅	自昭23.11.1 至昭25.3.9	坂本 光 一	自平2.7.19 至平4.6.30
川崎 周 一	自昭25.3.9 至昭27.10.31	市川 芳 正	自平4.7.1 至平7.5.31
加藤 清 一	自昭27.10.31 至昭29.6.30	市川 正	自平7.6.1 至平10.7.15
本島 寛	自昭29.7.1 至昭35.8.12	中島 元 彦	自平10.7.16 至平12.7.12
小尾 帛 雄	自昭35.8.12 至昭42.5.21	横山 洋 吉	自平12.7.13 至平17.6.22
野尻 高 経	自昭42.5.22 至昭46.6.17	中村 正 彦	自平17.6.23 至平20.7.12
日向 美 幸	自昭46.6.18 至昭49.7.7	大原 正 行	自平20.7.13 至平24.7.12
佐藤 文 男	自昭49.7.8 至昭52.7.2	比留間 英 人	自平24.7.13 至平27.3.31
児玉 工	自昭52.7.12 至昭55.7.15	中井 敬 三	自平27.4.1 至令元.6.30
平山 秀 親	自昭55.7.16 至昭58.5.26	藤田 裕 司	自令元.7.1 至令4.3.31
水上 忠	自昭58.5.27 至平2.7.18	浜 佳葉子	自令4.4.1 至令6.10.14

(2) 旧委員

(昭和31年9月以降)

氏名	任期	氏名	任期
辰野 隆	自昭31. 9. 24 至昭32. 3. 31	三輪田 芳子	自昭61. 3. 11 至平 6. 3. 12
大塚 肇	自昭31. 9. 24 至昭34. 3. 31	石井 公一郎	自昭62. 10. 5 至平 7. 7. 17
小宮 豊隆	自昭32. 4. 1 至昭34. 9. 23	三浦 朱門	自昭62. 12. 21 至平 7. 12. 20
田辺 繁子	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 23	石川 忠雄	自昭63. 10. 20 至平 8. 10. 19
河原 春作	自昭31. 9. 24 至昭36. 9. 30	岩間 英太郎	自昭63. 12. 25 至平 8. 12. 24
木下 一雄	自昭31. 9. 24 至昭39. 10. 2	緒方 四十郎	自平 7. 9. 29 至平11. 9. 28
大浜 英子	自昭36. 10. 5 至昭40. 10. 4	古橋 廣之進	自平 7. 12. 21 至平11. 12. 20
松下 正寿	自昭39. 10. 3 至昭42. 2. 24	鍛冶 千鶴子	自平 6. 3. 13 至平14. 3. 12
大田黒 元雄	自昭34. 10. 7 至昭42. 10. 6	清水 司	自平 8. 10. 20 至平16. 10. 19
田中 義男	自昭36. 10. 5 至昭43. 10. 2	國分 正明	自平 8. 12. 25 至平16. 12. 24
江上 フジ	自昭40. 10. 7 至昭44. 10. 6	鳥海 巖	自平11. 10. 1 至平19. 9. 30
柴田 周吉	自昭34. 7. 1 至昭45. 12. 20	米長 邦雄	自平11. 12. 21 至平19. 12. 20
湊 守篤	自昭46. 7. 13 至昭47. 7. 8	高坂 節三	自平16. 12. 25 至平23. 3. 10
正田 建次郎	自昭43. 12. 12 至昭52. 3. 20	川淵 三郎	自平23. 6. 24 至平24. 11. 22
寺川 文夫	自昭47. 7. 10 至昭54. 7. 17	瀬古 利彦	自平19. 12. 21 至平25. 3. 31
伊藤 昇	自昭42. 10. 11 至昭54. 10. 19	内館 牧子	自平14. 3. 13 至平26. 3. 12
蠟山 政道	自昭42. 10. 11 至昭54. 12. 25	竹花 豊	自平19. 10. 1 至平27. 9. 30
中村 元	自昭52. 10. 14 至昭55. 3. 31	乙武 洋匡	自平25. 2. 28 至平27. 12. 31
橘川 ちゑ (秋山 ちえ子)	自昭44. 12. 6 至昭56. 12. 20	木村 孟	自平16. 10. 20 至平28. 10. 19
久保田 キヌ (きぬ子)	自昭56. 12. 21 至昭60. 12. 20	大杉 覚	自平28. 1. 1 至平29. 7. 13
服部 謙太郎	自昭54. 7. 18 至昭62. 9. 1	宮崎 緑	自平27. 10. 1 至令 3. 2. 10
高橋 義孝	自昭54. 10. 24 至昭62. 10. 23	遠藤 勝裕	自平26. 3. 13 至令 4. 3. 12
村井 資長	自昭54. 12. 26 至昭63. 10. 19	新井 紀子	自令 3. 6. 15 至令 5. 9. 30
小尾 帛雄	自昭55. 4. 1 至昭63. 12. 24	山口 香	自平25. 4. 1 至令 5. 12. 20

3 活動

(1) 会議の開催と教育委員会の主な活動

会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会、必要に応じて臨時会を開催している。令和5年度は、定例会を20回開催した。

(2) 委員会審議状況（令和5年度）

（単位：件）

議案	条例の制定・改正依頼	6
	規則の制定・改正	5
	人事案件	46
	審議会等委員の任命・委嘱	2
	その他	68
	小計	127
報告事項		67
合計		194

(3) 制定改廃した東京都教育委員会規則

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

公布番号	規則名	公布日	施行月日	内容
17	東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則	R5. 4. 10	R5. 5. 8	東京都教育庁大島出張所の位置を改める。
18	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R5. 5. 10	公布の日	都立練馬特別支援学校の学科に職能開発科を追加する。
19	東京都立図書館規則の一部を改正する規則	R5. 6. 30	R5. 7. 1	様式中の押印欄を廃止する。
20	東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則	R5. 7. 24	公布の日	総務部教育政策課の事務分掌中「情報化施策」を「デジタル関連施策」に改める。
21	東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則	R5. 7. 25	公布の日	工科高校等の学科を改編する。
22	東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則	R5. 10. 13	公布の日	西部学校経営支援センターが管轄する都立学校に都立八王子南特別支援学校を追加する。
23	東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R5. 10. 13	R6. 4. 1	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の改正に伴い規定を整備する。

24	東京都立学校設置 条例施行規則の一 部を改正する規則	R5. 10. 13	公布の 日	都立八王子南特別支援 学校の新設に伴い、学 科等に係る規定を整備 する。
25	東京都教育委員会 職員住宅管理規則 の一部を改正する 規則	R5. 12. 15	R6. 1. 1	基準使用料の額等を改 正する。
26	学校職員の給料の 調整額に関する規 則	R5. 12. 26	公布の 日	別表に定める給料の調 整額を改正する。
27	学校職員の勤勉手 当に関する規則	R5. 12. 26	公布の 日	勤勉手当の成績率の上 限及び下限に関する規 定を整備する。
28	学校職員の勤務時 間、休日、休暇等 に関する条例施行 規則	R5. 12. 27	R6. 1. 1	育児時間、災害休暇及 び介護休暇に係る規定 を整備する。
29	東京都教育委員会 会計年度任用職員 の勤務時間、休暇 等に関する規則	R5. 12. 27	R6. 1. 1	災害休暇を新設する。
30	東京都公立学校会 計年度任用職員 の勤務時間、休暇 等に関する規則	R5. 12. 27	R6. 1. 1	災害休暇を新設する。
31	都立学校の学校 医、学校歯科医及 び学校薬剤師の公 務災害補償に関す る条例施行規則	R5. 12. 27	R6. 4. 1	休業補償に係る規定を 整備する。

32	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則	R5. 12. 27	R6. 4. 1	勤勉手当の支給等に係る規定を設ける。
33	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則	R5. 12. 27	R6. 4. 1	勤勉手当の支給等に係る規定を設ける。
1	教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	R6. 2. 13	(1) (2) R7. 4. 1 (3) 公布の日	(1) 幼保特例制度に関する規定及び様式の削除 (2) 幼保特例制度による免許状授与年月日に係る特例の規定 (3) 教育職員免許状授与証明書の様式改正
2	東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則	R6. 3. 22	R6. 3. 22	電子署名に係る規定を整備する。
3	学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 3. 28	R6. 4. 1	夏季休暇に係る規定等を整備する。
4	東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	東京都教育庁小笠原出張所を新設する。
5	学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	工科高校の学科改編及び小笠原出張所の新設に伴い規定を整備する。

6	東京都教育委員会職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	小笠原業務手当の支給に係る規定を整備する。
7	東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	小笠原出張所の新設に伴い、住宅の管轄に係る規定を整備する。
8	東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	デジタル推進課を新設する。
9	都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	別表第三に定める時間講師の報酬月額を改める。
10	都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	別表第三に定める日勤講師の報酬月額を改める。
11	学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	勤務1時間当たりの給料等の算出基礎となる年間勤務時間に係る規定を整備する。
12	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	利島村立利島小学校及び利島村立利島中学校の廃止並びに利島村立利島小中学校の新設に伴い、規定を整備する。

13	学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	勤勉手当の成績率の上限及び下限に関する規定を整備する。
14	東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則	R6. 3. 29	R6. 4. 1	部長及び課長の標準職務遂行能力に係る規定を整備する。